

令和5年度うどん県魅力発見ハッシュタグキャンペーン実施業務仕様書

第1 目的

旅行者等に県内で発見した魅力や体験した感動をInstagramに投稿してもらうキャンペーンを実施し、全国に向けて情報発信を行うことにより、本県の認知度向上と誘客促進を図る。

第2 業務の内容等

I ハッシュタグキャンペーン実施業務

1) ハッシュタグキャンペーン実施のポイント

香川県に関するお気に入りやオススメの写真を撮りInstagramに投稿することにより、「ロコミ」のような形で香川県の魅力を発信し、香川県への来訪を誘引するようなハッシュタグキャンペーンを実施すること。

2) ハッシュタグキャンペーンの実施内容について

- ▶ハッシュタグキャンペーンへの写真投稿を促進するため、分かりやすいハッシュタグキャンペーンの名称を提案すること。
- ▶ハッシュタグキャンペーンの実施期間は、下記のとおりとする。
第1期 | 令和5年6月1日（木）～9月30日（土）
第2期 | 令和5年10月1日（日）～12月31日（日）
- ▶Instagramの特長を活かし、キャンペーンをより広く周知し、香川県の魅力をより多くの方に発信するため、「うどん県魅力発見」を事業全体のテーマとし、それに伴う効果的なハッシュタグと、上記実施期間ごとにサブテーマを設定し、それに伴う効果的なハッシュタグを提案すること。
- ▶ハッシュタグキャンペーンは下記の内容で実施すること。
 - ・投稿写真は、上記提案のハッシュタグをテーマにした写真とすること。また、投稿する際には、上記提案のハッシュタグと写真のキャプション（被写体に対するレポート）を掲載するとともに、「うどん県Instagram」をフォローすることを条件とすること。
 - ・一人につき複数の投稿は可とし、1投稿につき写真枚数の制限はないものとする。
 - ・非公開アカウントからの投稿、うどん県公式Instagramをフォローしていない投稿は不可とする。
 - ・投稿する写真は、投稿者自身が撮影し、現に投稿者が著作権を有するものに限る。したがって、投稿した写真の著作権は、投稿者に帰属する。
 - ・公益社団法人香川県観光協会（以下、「観光協会」という。）は、投稿写真の使用権を有するものとする。
 - ・投稿写真は、香川県の広報やPRを目的とした冊子、ウェブサイト等に使用することがあり、観光協会が認めた第三者に提供することがあることを周知しておくこと。

- ・投稿写真は未発表のものに限る。ただし、ハッシュタグキャンペーン期間中に、個人の SNS 等に掲載した写真は可とする。
- ・人物が写っている写真は、投稿者において、ハッシュタグキャンペーンに投稿し、インターネットや SNS を通じて一般に公開される可能性があり、また、観光協会による観光 PR に使用される場合がある旨を説明した上で、肖像権の了承を得ていること。そのため、肖像権等の問題が発生した場合は、観光協会は一切の責任を負わない。
- ・投稿写真の撮影にあたっては、各種法令やマナーを遵守し、危険な行為や禁止されている行為によるもの、立入禁止区域や立ち入りが認められていない他人の敷地等に許可なく立ち入っての撮影等は行わないこと。
- ・ドローンを使用しての撮影は不可とする。
- 投稿された写真から当選者を各実施期間で 25 点程度選ぶこととし、写真の抽選、当選者への連絡（送付先住所の問い合わせ等）、贈呈品の手配・発送作業をすること。なお、表彰式は実施せず、贈呈品の発送は日本国内に限る。また、送付先不明等、受託者の責めに帰すべき理由でなく贈呈品を発送できなかった場合は、別途観光協会と対応を協議すること。
- 贈呈品の発送は、各実施期間終了後、2 ヶ月以内とすること。
- 贈呈品の発送作業を行う上で、贈呈品を傷つけることが無いように細心の注意を払い、必要な梱包材を使用すること。
- 当選者に贈る贈呈品について提案すること。なお、贈呈品の条件は下記のとおりとする。
 - ・贈呈品に係る経費（贈呈品の購入、発送代等）は 100 万円以内とする。
 - ・各実施期間で、それぞれ往復航空券（高松空港－羽田空港、ペア）1 点、県内宿泊券（5 万円以上/室、ペア）3 点を必ず入れること。
 - ・その他の贈呈品については、県産品（香川県内において製造・加工される製品）とすること。
 - ・食品については、発送時点で賞味期限（又は消費期限）が 1 か月半以上あること。

Ⅱ 情報発信業務

1) 情報発信のポイント

より多くの人にハッシュタグキャンペーンの情報が届き、ハッシュタグキャンペーンへの参加を誘引するために、効果的な情報発信を実施すること。

2) 情報発信の実施内容について

下記の①～③について実施すること。

また、下記以外の方法に加え、より効果的に発信できる方法がある場合は、その方法、スケジュール、場所、回数等について提案すること。

①インスタグラム広告

- ハッシュタグキャンペーン周知のため、インスタグラムを活用して広告を配信すること。
- 本業務の目的を達成するため、最適な配信素材、配信方法、配信スケジュール、配信エリア、配信回数等を提案すること。

②ハッシュタグキャンペーン専用ページ

- ハッシュタグキャンペーン周知のため、写真の投稿条件や贈呈品の情報を掲載する専用ページを制作すること。
- 専用ページの原稿は、受託者において制作すること。
- 当選者の投稿写真を専用ページで一覧表示すること。
- 専用ページの公開期間は、公開日から令和6年3月15日（金）までとする。
- 専用ページの公開にあたり、ドメインやレンタルサーバー等の必要な機器、設備、セキュリティ対策等は、受託者が用意すること。
- Google アナリティクス等を活用したアクセス解析ができるようにすること。

③ポスター、リーフレット

- ハッシュタグキャンペーンを周知し、参加を誘引するためのポスター、リーフレットを制作すること。
- 本業務の目的を達成するため、最適なサイズ、製作枚数、製作スケジュール、配布先等を提案すること。なお、ポスター、リーフレットの発送代は、受託者が委託料で支払うこと。

Ⅲ 報告書作成業務

- 業務完了後、投稿件数や投稿者の属性、投稿者のフォロワー数の実績、インスタグラム広告の効果など、ハッシュタグキャンペーンの効果・成果について報告書を作成し、提出すること。

第3 制作物（投稿写真を除く）の著作権及び著作者人格権について

- 1)制作物の全ての著作権（著作権法第27条、第28条に定める権利を含む。）は、観光協会又は観光協会が指定する者に帰属するものとし、観光協会は必要に応じて制作物を観光協会が認める第3者に提供できるものとする。
- 2)受託者は、観光協会に制作物のデータ等を提出するものとし、他人に著作権のあるものを使用する場合は、著作権者の承諾を得て使用し、その旨を協会に報告するものとする。
- 3)応募企画においてオリジナルで考案したキャラクターを制作した場合、受託者は当該キャラクター（キャラクターのデザイン画、名前、説明資料、その他附属資料の一切を含む）の全ての著作権（著作権法第27条、第28条に定める権利を含む。）を観光協会に譲渡するものとし、観光協会及び観光協会が指定する者が当該キャラクターを使用するにあたって、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

- 4)制作したコンテンツについては、制作業務の委託期間に関わらず、追加費用無しで観光協会が無制限でPRに使用できるものとする。
- 5)制作したコンテンツは、観光協会は媒体を問わず使用できるものとする。

第4 その他

- 1)受託者は、観光協会から作業状況の報告を求められた場合は、速やかに対応すること。
- 2)受託者は、観光協会と常に協議しながら業務を進めるものとし、当初の提案から変更や新たな要望が生じることをあらかじめ了承し、契約金額に支障をきたさない範囲で弾力的な対応をとること。
- 3)受託者は、本業務により何らかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。
- 4)本業務の実施により取得した個人情報、厳重に管理すること。
- 5)観光協会が示した各業務の仕様条件、及び受託者が応募時に提示した内容を達成できない場合は、委託料の減額もあり得る。
- 6)天災その他経済情勢の激変等により、事業が中止となった場合や業務の完了に影響がでた場合は、別途変更契約を締結し、業務が完了した部分の経費を上限（但し、契約額以内で、観光協会が適切と認める範囲に限る。）に委託料を支払うものとする。